

ふかみぐさ会則

細則：慶弔規程

第1章 目的及び対応

本規程は、ふかみぐさ会則に則り、会員、客員、及び名誉客員の慶事、弔事に関し必要な事項を定めることを目的とし、対応は以下のとおりとする。

第1条 慶事、弔事の対象者

- 1 会 員…会長、副会長、理事、支部長、副支部長、会員及び元会長、元副会長、元理事、元支部長、元副支部長
- 2 客 員…名誉会長（学長）、理事長、事務局長、専任教職員及び在職 5 年以上の旧専任教職員
- 3 名誉客員…ふかみぐさが名誉客員として議決した功労者又は援助者
- 4 母 校…光華女子学園及び京都光華女子大学、同大学院、同短期大学部

第2条 慶事、弔事の対応

- 1 慶 事 前条対象者の叙勲、表彰、周年事業、その他の場合、以下のとおり定める。但し、対象者の辞退があればこれを妨げない。

【叙勲】

- ・連絡を受けた時点で祝電を発信…前条 1、2、3 の対象者すべて
- ・祝い金として 3 万円を贈呈 …前条 1、2 の内、現職者

【表彰】

- ・連絡を受けた時点で祝電を発信…前条 1、2、3 の対象者すべて

【周年事業】

- ・前条 4 を対象とし、寄付金として贈呈する。寄付金額は前例を参考に同窓会「激清会」と合議のうえ定める。

【その他】

- ・前項を参考に、会長、副会長及び当該年度役員が合議のうえ定める。

- 2 弔 事 前条対象者の訃報に際しては、以下のとおり定める。但し、対象者の辞退があればこれを妨げない。

【本人】

- ・連絡を受けた時点で葬儀に間に合えば弔電を発信
- ・対応詳細

名 誉 会 長…弔電・供花・香典（3 万円）、通夜又は葬儀に代表参列

会 長…弔電・供花・香典（3 万円）、通夜又は葬儀に代表参列

副 会 長…弔電・供花・香典（1 万円）、通夜又は葬儀に代表参列

理 事…弔電・供花

支部長・副支部長…弔電・供花

元名誉会長…弔電・供花・香典（1 万円）、通夜又は葬儀に代表参列

元 会 長…弔電・供花・香典（1 万円）、通夜又は葬儀に代表参列

元 副 会 長…弔電・供花・香典（1 万円）、通夜又は葬儀に代表参列

元 理 事…弔電・供花

元支部長・元副支部長…弔電・供花

理事長…弔電・供花・香典（3万円）、通夜又は葬儀に代表参列
事務局長…弔電・供花・香典（1万円）、通夜又は葬儀に代表参列
元理事長…弔電・供花・香典（1万円）、通夜又は葬儀に代表参列
元事務局長…弔電・供花

【配偶者】

名誉会長…弔電・供花・香典（1万円）
会長…弔電・供花・香典（1万円）
副会長…弔電
理事…弔電
支部長・副支部長…弔電

元名誉会長…弔電・供花・香典（1万円）
元会長…弔電・供花・香典（1万円）
元副会長…弔電
元理事…弔電
元支部長・元副支部長…弔電

元理事長…弔電・供花
元事務局長…弔電

3 前条対象者以外の慶事、弔事

- ・前項を参考に、会長、副会長及び当該年度役員が合議のうえ対応する場合がある。

第2章 補 則

本規程の改定にあたっては、理事会の議決を得たうえ、総会にて報告する。

附 則（平成14年12月14日）

本規程は、平成14年12月14日より施行する。